

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成 18 年度 第 4 回）

議事録

河川事業

重点審議内容の選定

（山岸委員）

渡良瀬川流域直轄砂防事業が事業採択後 10 年を経過したことの再評価である。昨年視察で見たように、非常に崩壊あるいは地面が安定していない、そういうところで砂防ダムの全体像が課題になってきている。土砂量の整備目標の 6 割ぐらいに達している。その意味では、効率性のいいところがやや終了点に達している。これからいかに大災害にも立ち向かえるような整備をしなくてはならないかが難しいところだ。財源に限りがある中でやっていくという努力が必要なわけだが、1 つの観点としては、公共事業はもとよりだが、多様な連携をしながら課題解決に当たるといことで、住民とか官公庁との連携といことで、行政や企業との連携、市民とか N P O との連携によって環境整備をしていく観点からこの事業の再評価に当たった。

（西谷委員）

渡良瀬川流域は、本川とこれに流れ込む川口川などの支川から成っていて、本川には草木ダムがある。渡良瀬の鉾山の跡はその上流なので、下流の足利に対する効果という点では、2 つの流域を分けて考える必要がある。ただし、河川は水系一貫で評価するという点になっているので、上下流を合わせた評価として（上流、下流別々にではない）説明していただけたらと思う。

質疑応答

（西谷委員）

本川側の進捗率と、川口川の進捗率と大体同じような歩調で進んでいるのか。カスリーン台風のときには赤城の方は相当やられて、水害に比べて余り注目されなかったが、かなりの被害を受けている。その進捗状況を説明願いたい。

（事務局）

赤城筋（草木ダムより下流）の進捗率と足尾筋（草木ダムより上流）の進捗率は、計画の整備土砂量ベースでは、下流が 4 割程度の整備率、上流が 6 割程度の整備率となっている。ただし、上流については、足尾砂防堰堤という非常に大きな施設もあるので、上流も下流もほぼ 4 割程度進んでいるという状況である。赤城筋については、カスリーン台風で大量の土砂が流れ込み、桐生市や足利市では、おおむね 300 名程度ずつの死者、行方不明者を出しているため、引き続き上下流両方とも進捗を図っていく予定で考えている。

(岩崎(美)委員)

事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業ということだが、これは事業がおくれているという意味なのか、事業量が多いので10年目に再評価になったのか、その進捗のぐあいがどうか。

(事務局)

砂防事業については、H15年度までは、個別の事業ごとに評価をさせていただいた。昨年度からは、それを流域単位で評価すべきではないかということで、昨年度の砂防事業の評価からは流域単位で評価を受けさせていただいている。渡良瀬川については、神梅床固郡が平成9年に事業の採択をされており、今年が10年目ということで、個別の事業単位から流域に変わるその変わり目と、平成9年から採択されるものが10年目なので、今回流域全体として評価を受けさせていただいている。

(櫻井委員)

砂防事業と河川事業という言葉の使い方が、わかりやすさということからいうと、河川事業の中に砂防事業を入れると、少し正確でないところがある。河川事業というと、水害のイメージがわいてしまう。砂防は違うカテゴリーのものだということをはっきり出した方がいいのではないかなと思う。組織がどうなっているのか、簡単に教えて欲しい。それから、資料をつくる際に、今後は少し項目を変えた方がいいのではないかなと思う。砂防事業は、河川の中に「埋没」してしまい、アイデンティティが余りないというふうになってしまう。もう1つは、この事業の中で土砂災害防止法の話が出てきて、ソフト対策をやっている、危機管理にも対応する、代替案の検討でも、ソフト対策という話が出てくるが、言葉の使い方をもう少し厳密にしてほしい。土砂災害防止法は、区域を指定した上でソフト対策、避難体制などをやるとか、情報提供するということであるから、指定しないと、その危機管理的なことはできない。そういうことで、私は少し法の限界があると思っており、法律を変えた方がいいと思う。したがって、危機管理をやっているというのは、正確でないということになるのではないかなと思う。本当にソフト対策をやるといふのであれば、土砂災害防止法の限界も踏まえて対応しないといけないのではないかな。

(事務局)

組織等の話であるが、砂防事業については、河川部の中に砂防を担当するセクションを持っており、出先では、砂防事務所等があり、河川部でケアをしている。河川事業と砂防事業の言葉の使い分けは、若干混同している部分もあるが、一応治水対策という大きい項目の中に、砂防、河川、ダム事業が含まれていると考えている。ソフト対策は、土砂法のスキームでは、それぞれ土砂災害警戒区域等を設定して、その部分に対して情報提供をするという形になっているが、ここでは土砂法のスキームとは別に、災害に関し、雨量とか、さまざまな情報を住民の方に提供することは、重要な施策であるということで、土砂法の指定区域外についても、できるだけ情報提供をしていきたいと考えているということである。

(櫻井委員)

ですから、治水対策ということできると、「埋没」してしまうのではと申し上げている。砂防は河川とは別枠だという認識でした。それから、予算はどのようになっているのか。ソフト対策も、それで

もなお改善の余地があるということを申し上げておく。

(事務局)

予算については、河川の場合は河川改修費、砂防は砂防事業費ということで、費目は分かれた設定になっている。

(秋山委員)

費用対効果だが、効果のあるところ、あるいはやりやすいところには既に手がついており、あとは、だんだんやりにくいところが残っているという説明だった。そうすると、全体事業がB / Cが3.1で、それで残事業が2.0ということだが、今後もっとB / Cが低い案件が出てくるというような理解でよろしいか。

(事務局)

B / Cは、効率的な部分から実施しているので、順次、残事業ベースでいくと、減ってくる可能性がある箇所は出てくるかと思う。今回B / C算出はマニュアルに基づいて、家屋の被害額、公共施設の被害額を出しているが、この他にも金銭的にも変えられない部分、例えば足尾の方で植樹体験を実施しているが、このような被害とは違った形の効果もあると思う。このような部分を今後説明しながら、事業の必要性についてはどういった形で理解していただけるかというところは検討課題だと考えている。

(山岸委員)

いよいよ工事もこれから難しくなる領域に入るということも前提にしながら、NPOとか市民が参加する内容についても多分ハード面では、大工事でやった方が早いという効率性はあろうかと思うが、住民によく納得してもらって、避難とかを含めて、そういう意識の上での課題に取り組むというところでは、ハード面の何本植樹したかということだけではなく、非常に重要な意味を持つてくるのではないかと思う。教育力というか、意識とか合意形成を図っていくというような意味で、その辺にも随分配慮した統計になっていると思うが、今後もっといろいろな数値があれば集計しながら、そういうものを私としては支持していきたいと思うので、今後対策をとるときには、ぜひその点に重点を置いていただきたい。

(森地委員長)

審議を尽くされたということで、指摘いただいたこと、より広範な話と、事業にかかわることがあるが、原案の中にソフト対策の推進を図るということもあるので、事業に関しては原案どおりお認めいただくということでよろしいか。

ありがとうございます。

道路事業

重点審議内容の選定

(櫻井委員)

再評価で2件あるが、特別な特徴はないということで、重点案件はない。むしろこの事業評価監視委員会の事業評価のあり方そのものも、再評価する必要があるのではないかとお願いしたい。

(森地委員長)

原宿交差点改良は横浜でも有数の渋滞ポイントで、地元の同意がとれず、ずっと置かれてきたところであり、交通事故も多発地点である。八王子～瑞穂拡幅は、ボトルネックとして残っている。事業を始めてから遅れたというよりも、なかなか手がつかなかったところがやっとできた。事務局より案件の説明をお願いします。

質疑応答

(西谷委員)

神奈川県と東京都の交差点のできぐあいを見してみると、神奈川県は、交差点に入ったところで右折用のレーンを設けて3車線にしている。東京都は、しているところとしていないところがある。都県によって改良の違いがどの程度あるのか。

(事務局)

交差点で右折レーンがあるところ、ないところがあり、その場所の交通の状況をまず見ているというのが実態だと思う。右折をする車両が滞留することによって交通の流れに支障を来している場合には、右折レーンをつけた方がいいと思う。一方で、用地問題でつけられていないところとかもあろうかと思う。個々の状況を的確に判断しているのが今の対応状況なのではないか。東京都だからとか、神奈川県だからというようにはなっていないと認識をしている。

(西谷委員)

神奈川県と東京都の違いは、16号では古い町がたくさん東京都内にあって、神奈川県の場合は広いところに新しく道路をつくる余地があるというような違いがあるのかなという感じがしたが、そういうことは特にないか。

(事務局)

特にないと認識している。松原地区は、逆に古い家が張りついているところが2車線で、ずっと残ってきたところだ。神奈川に入っても、ロードサイドに店が張りついたという形になっている。時期等の問題もあるだろうとは思いますが、新しいか古いかというふうには一概にはなっていないと認識をしている。

(森地委員長)

原宿の交差点は、事故多発地点として公表したら削減計画ができるのかということに興味があって、あの上にカメラを据えて、3か月間観測したことがある。30件ほどのニアミスがあって、重大事故も

3~4件起こった。1年間に2~3件しかないかと思ったが、なぜ渋滞しているところに重大事故が起こるんだろうと疑問だった。夜、交通が少し空いてきたときに重大事故が起こる。カーブで、しかも勾配があって、信号の変わり目とか、右折しようとしたのとまっすぐ来ようとしたのが物すごい勢いでぶつかった、こんな事故が多い。それから類推すると、でき上がったときに立体になっているから、メインは大丈夫だが、右折車がかということが気になった。もともとは、構造令でいう、道路上に車がないということで、見通し距離、視距を計算しているが、実際車がいると見えない。相手の右折車がいると見えないとか。少し交通が空いてきたときに青信号で右折しようとするが、幾つかの問題があって、対応すればすぐ事故は減らせるなという気がする。小さな事故は交差点の角に信号を立てるための電柱とか照明灯が邪魔していて見えず、左折しようとする車のところに自転車が入ってきて、急ブレーキをかけて追突するとか、起こるだろうなということが起こっている。少し流れがよくなったときも気をつけて、もう一回設計を見直しておいた方がいいかも知れない。

(事務局)

論文を読ませていただいた。多い年は46%が右左折の事故ということで、交通の流れがスムーズになれば全部解消するかといえば、一概にそうではないということがわかったので、事務所と相談して、気をつけて進めていきたい。

(森地委員長)

それでは、この2件について対応方針どおり進めていただくということでよろしいですね。
ありがとうございます。

営繕事業

重点審議内容の選定

(岩崎(美)委員)

営繕事業は事後評価で、審議対象の事業は3つある。裁判所職員総合研修所、宇都宮第2地方合同庁舎、国土技術政策総合研究所、横須賀庁舎の3つである。裁判所職員総合研修所は、2つの職能別研修所を総合研修所としてまとめて、別の場所に新築するという事業である。宇都宮第2地方合同庁舎は既存庁舎の敷地内に増築する事業である。国土技術政策総合研究所の事業は、敷地内の複数の建物を解体し、1つの庁舎とする事業である。今回は、今後の事業への反映を考慮して、営繕事業として一般的であると思われる老朽・狭隘を解消するための建てかえである、国土技術政策総合研究所の横須賀庁舎を重点審議案件とした。

営繕事業は現況貨幣価値に換算する手法が確立されていないために、B/Cの算出に当たっては代替法を使用しているが、算出の方法が複雑でわかりづらいので、今回実施した事業と代替案を実施した場合の比較を説明していただきたい。代替案は、既存施設を改修し、必要面積を増築ということなのであるが、そうした場合の費用、それから実際に事業を行った場合の比較をしてほしいとお願いした。営繕事業はどのような代替案をとるかで費用対効果が大きく作用されるという課題があり、それゆえに費用対効果を示す前に、計画の妥当性をよりわかりやすく示すことが重要だと思われる。今回は比較的わかりやすいが、宇都宮の第2地方合同庁舎について、代替案の考え方が気になったので、でき

るだけシンプルに、現実合った代替案をなるべく考えるようにするのが営繕事業の1つの課題だということ、それは指摘している。

(秋山委員)

特に宇都宮の案件については、外で賃貸ビルを借りていて、その部分を本庁舎の中に建てるという増築という形だ。今までの案件は建てかえる形で比較的わかりやすかった。あるいは、横浜の例では、保存しながらつくるという案件が出てきた。

今回は、賃貸物件への対応、かなり複雑だが、これからのストック社会になってくると、特にそういう案件の方が多くなる。従来の新築案件は少なくなると思うので、比較の仕方を検討した方がいい。今回は、特別な事業なので、その辺のことを検討していかないといけないと思う。

質疑応答

(櫻井委員)

国総研のところで、護岸や港湾の管理との権利関係はどうなっているのか。横須賀港の一部ということなのか。裁判所の研修所は、古くて狭くなったから建てかえるということなのではないか。もしこういうニーズについて言及されるのであれば、新しい建物がどういうふうに連携できるようになったのかということについてお答えをいただかないと、評価としては不十分ではないかと思う。

一般論としては、営繕の事業評価というのは、専門的に何かご議論があるのかもしれないが、新しく広い建物をつくったら、よくなったに決まっているわけで、一体何をやろうとしているのかというところの根本のところを非常に疑問に思っている。何か有益な視点がないと余り意味がないのではないかと素朴な感想を持っている。

(事務局)

護岸の権利関係については、横須賀港の中で埋立地になっている。埋立地の護岸の部分を国総研が所有するという形になっている。

(櫻井委員)

純粋な国有財産ということですね。

(事務局)

そうです。

(櫻井委員)

国が所有権を取得しているということですね。

(事務局)

そういうことです。また、新しい司法制度に向けて今回の対応をするということが目的にあったのであれば、その評価をとということだが、もともと裁判所は職能の異なる人たちが働いているところで、それぞれの職能の人たちのために別々に研修所があった。老朽化して狭隘化で、建てかえをしなければいけないという物理的な問題もあったが、一体的な、1箇所で研修ができるということで、新しい

研修コースも実施しやすいというふうになったと考えている。

(森地委員長)

3つ目的があった。老朽化と狭隘化と新しいニーズ。

(櫻井委員)

しかし、同じ建物で合同の研修をすればいいわけだから、建物が一緒である必然性はない。また、「職権の異なる裁判官」というが、これは家裁の調査官の研修所と書記官の研修所だから、裁判官は入っていないのではないか。

(事務局)

教官という形で裁判官だけ研修に参加しているということです。

(進士委員)

事業評価監視委員会では、むだな高い建物をつくっていないかどうかというのを議論するべきであると理解しているが、そうではないのか。国総研が標準化のことをいろいろやっているが、なぜ岸壁まであるのか全然理解できない。単純にその場所にくっついているので、そこは管理を兼ねているという程度なのか。多摩川の二ヶ領に京浜河川事務所がせせらぎ館というのをつくっている。住民参加がどんどん進んでいるので、それが市民のボランティアの拠点になるようなサービスをしている。これは水防の問題もあるし、河川というものの意味を伝える意味で非常に大きな役割を果たしている。営繕の議論がそういうふうな、従来の公共施設というか、その機能をもっと国民が喜ぶように持っていくとか、いわばそういう話はあると思う。老朽化してつくりかえるときには、そういうふうな新しい視点が次々のっていくとか、その環境とか景観がそれによって改善されるとか、その際、オープンスペースを増やすとか環境保全に配慮するとか、そういう議論ならやりやすいが、この標準化と河川の話は何を議論しようとするのかがわからない。

(事務局)

営繕事業の評価については、従来から、この事業評価監視委員会でも議論されている。問題点と指摘されて、ほかの地整の委員会でも同じような指摘をいただいている。

施設を整備するのが営繕事業であるが、いわゆる行政サービスを提供する機関は別にあるということで、行政サービスの向上につながる評価については、仕分けとして私どもは直接しないということにしているので、整備の段階が、整備にお金をかけ過ぎていないか、あるいは数値化されない要素である、都市景観の視点、まちづくりに寄与するであるとか、この施設ができて、周辺の皆さんの評価が非常に高くなった、あるいは使っている人たちがどういう評価をしているか、いい評価をされていれば、それで効果としてあらわれているのではないかとということで、数値化できる部分については1.0に限りなく近くなってしまっているというのが実情である。

それ以外の数値化できない効果については、なるべく項目を挙げて、それを説明して、審議いただくという形をとっているので、今後もそうせざるを得ないかなと思うが、いろんな営繕事業があるのでこれからの時代の事業のあり方も、新築ではなくて古い施設を改修したりするケースが多くなる。それらの整備手法をきちんと評価する方法については、いろいろ工夫して、手法についても説明して、

意見をいただく形をとらせていただければと思う。

(中条委員)

裁判所の職員の総合研修所が必要かどうかという話は、この事業評価委員会で検討すべきことではない。従来から指摘されていることに対して、どのようにどこでそれを検討するのか、委員会の役割はどこまでかということについて、検討してくださいとお願いしているが、どこで検討しておられるのか。

(事務局)

この事業評価の場でいただいた意見を本省の方に上げて、次回以降、改善できることについて検討させていただいて、それをそれ以降の新しい評価に反映するということをしていた。毎年その都度対応するというわけにいかない事情があり、年度の切りかえごとに、改善点については直してきている。

(中条委員)

改善してくださいという話ではない。B/Cの計測の改善方法という話ではなくて、もっと基本的な話なので、それをどこで検討されるのかをきちんと検討していただきたい。こちらに持ってくるものについては、ここまでの範囲であるということもきちんと決めて持ってきていただきたいというお願いを検討いただいているのかという質問です。

(事務局)

再度、本省施設評価室に評価の仕方あるいはご指摘の点についても上げて、回答するようにしたい。

(森地委員長)

中条委員の発言のとおりと考えているが、変に「効果」とかいわないで、単に費用の差ではないのか。

(秋山委員)

事業をどこまで営繕が範囲としてつかまえるかどうかだ。例えば、立地、ここの土地を選んだということも、ここの場合は昔の土地と新しい土地の効果の違いを計算しているわけだ。しかし、実際そこまで営繕が決める立場になくて、別のオーナーというか発注者が決めている。その事業の範囲をどこまで計算するのかというようなことをもう一度考えた上で、場合によっては建物のコストというか価格だけをカウントして、それで正当性を説明するというだけでいいのかもしれない。

(森地委員長)

P29で、代替案も同じことをやったから515だと。新しくつくったら全部、費用対効果は1になる。そうすると、かかった費用をかかった費用で引いて、同じですって、それが費用対効果が1.0というのは、費用対効果という概念を明らかに逸脱している。そういう計算をここで認知することはできない。

(中条委員)

営繕に関しては、費用対効果をやることに意味がないということだ。

(森地委員長)

我々としては費用対効果を見ろといわれているが、こういう数字を出されて、これでオーケーですとは言えない。

(事務局)

営繕の場合には、まさにそれを使うために建て直す必要性のあるところがあって、それを私どもの方が受けて仕事をする。例えば国総研、これは、国土交通省の中の組織ではあるわけですが、国総研が老朽化した建物を建て直す。そうすると、それを営繕の方が受けて建てるわけですが、B/Cかどうかという議論はあるわけで、建てかえ案の代替案、古い建物があって、古い建物を維持し続けて、しかも耐震改修をして、それに必要な面積を足し合わせるのが投資の上限額だとすれば、それ以内だからいいというのが、平たい説明。この範囲内でできましたねという説明なのだと思う。

それに対して、今借りているもの、これも私どもが借りるとか建てるのかというのではなくて、現時点に賃借している建物を建てた場合に何と比較するか。例えば、賃借し続けた方が安いとなったときに、それを選択しろというのか、それとも業務上これを一緒にするといったときに、それをどういうふうに評価するか。これはどういうふうに考えるんだろうというのは、はっきりいって、中でも随分議論したが、あるとすれば、こういうふうになればこういう数字が出るねというのはできるが、それはどれをもってB/Cといえいいのかというのがちょっとわからない。

そして、この事業が本当に必要かどうかの議論をしていただくのがここではないはずであり、事業の必要性については、それぞれのお役所の方で判断されて、その建てかえというものを選択されたものが前提になっている。そのときに、むだな高い建物が建てられているかどうかというのを我々が本来評価しなきゃいけない。そのときの代替というのがなかなかつかみにくいというのが正直なところです。

ですから、本省の営繕部の方で考えなければならないが、その答えがなかなか出ていないというのが現状です。

(森地委員長)

1m²当たり単価が明らかに高いのではないか。今回出てきた資料は特殊な仕様を除き、外構を除き、そうしたら両方とも33万円でしたとなっているが、特殊なことが本当に正当かどうかということが問題なのに、そこはブラックボックスで、引いたら33万円です、これでいいですというのはおかしい。

(事務局)

この案件を今回の委員会でどのように処置するかということだが、一応、事業手法評価の手法についてはかなり問題があるという、従来からの指摘に対して答え切れていない。また積み残しということになってしまうが、このまま、今のB/Cが1.0というのも含めて、課題があるということだけは委員会の結論として出していただくとして、それぞれ3つの事業自体が、所期の目的は達成しているということは認めていただけないか。

(森地委員長)

何をもって判断しろというのか。

(中条委員)

B / Cは要らないと思う。

(森地委員長)

判断しやすいものとしては、老朽施設で、1 m²33 万円できている。これは普通です。そういう判断を許していただけるとすると、ほかもそうやって見ていくといかがでしょうか。皆さんのご意思で。

(進士委員)

坪単価でやるというのは常識的にはわかりにくい。特殊はまた別途計算してもいいが。

(西谷委員)

同じようなことですが、安いのか高いのかだけで議論すべきだという気がする。

(事務局)

前回の事業評価で、横浜税関や八丈島の測候所の評価を比較するために単体の施設だけでどのくらいかかっているのかというのをごらんいただくために、今回初めてこの金額を出したので、これからもどういう形でその金額を出すかということについては、わかりやすい数字をお示しできればと思っている。

外構を除いているということなので、外周りの植栽とか、敷地の大小によって経費がかなり変わっているんで、そこを除いたという意識で、これがわかりやすいかなと思ったが、それ以外の要素も必要であれば、わかりやすい形で金額も載せて説明できるようにしたい。

(進士委員)

この前の税関は歴史的建造物の復元という、いわば公益性の強いものです。だから、そういうのは高くたていい。むしろそれだけの質の高いものを復元したというところに評価をしていいと思う。

(事務局)

特殊なものとして除いたものは、海の近くだったということで塩害対策を施しており、構造の躯体の鉄筋のかぶりが増えている部分とか、外部のサッシの仕様など、空調機、外に出ているものの腐食防止とか、空調用の外部の取り入れ口に塩害用のフィルターを設置するとか、これも塩害対策のコーティングをするというようなものが入っている。研究施設ということでは、研究部ごとの空調を自動制御するために、ほかの一般的な庁舎よりは自動制御のグレードが上がっているとか、あわせて、自動制御の監視システムのグレードが上がっているということが、特殊ということで除いたものである。

(西谷委員)

目的に応じて違うと思う。そこをクリアにすれば、かかった費用がどれだけかということがちゃんとわかれば、営繕に関しては問題ないのではないかと思う。

(事務局)

わかりやすい資料を次回用意して、特に増築案については、B / Cの算定についても、同じ数字をそのままコピーして、それで1.0だという説明ではなくて、理解いただけるような資料を用意して説明させていただきたいと考えている。

(森地委員長)

このアンケート調査も、新しい建物について、これは全然だめだ、前の方がよかったなんていうことが起こるわけない。そんなことをアンケート調査していること自体に意味がない。だから、やっぱりマニュアルが変である。マニュアルは、少なくとも早急に変えてもらう必要がある。

(事務局)

今までの議論を通して、営繕の場合には、どういう建物をつくって、それがあつた意味では定性的な部分でどういうメリットがあつたのかということと、それから、坪単価がどういう値段で、これがどういう根拠で相対的に高いのか、安いのかというようなところを中心に、次回、今までのB / Cということにこだわるのではなくて、こういう営繕の建物を私どもはこう考えていますというのを一度出させていただくということではいかがか。

(森地委員長)

そういうことでよろしいか。

施設そのものについては、そう変ではないということについては納得いただけたかと思う。これからの対応方針に、いつも、これからその建物をよく見張っていてとあるが、これもどういうことなのか。

(事務局)

完成した後は、管理自体は入居される場所をお願いしてあるが、定期的に、5年に1度は営繕部が現地を見に行つて、施設が傷んでいないかとか、管理の仕方が適正であるかというのは確認している。その上で、必要であれば予算要求というような指導とか、予算要求するための指導、手伝いをしている。

(森地委員長)

それは決まったルールだから、別に書く必要がないのではないか。そんなことも含めて、次回以降よろしくをお願いします。

この内容についてはこれで納得しました。内容というのは、プロジェクトとしてはである。しかしながら、評価の方法については再度やっていただきたいということにしたいと思う。

港湾事業

重点審議内容の選定

(中条委員)

2件です。費用便益の基本的な考え方として、港湾の場合は、代替港湾の考え方をとり、陸上輸送費の節約の差をとるというやり方をしているが、いいのか悪いのか、はっきりよくわからない。例えば空港だと、まずは全体の需要を予測しておいて、それを配分するという形で、その需要に対応するだけの施設規模になっているかどうかという、そういう形でやっていくと思うが、港湾の場合には代替港湾、今回、鹿島港のケースだが、鹿島港はこの船が入れない、入れる一番近くの港を探してそこまで横持ちでやっていくと陸上輸送費がかかるという計算の仕方だが皆さんの意見も聞きしたい。

例えば、すべての施設が整った港において、新しい需要に対応したいというときには、代替港湾で建設するという想定であって、どうやってそれを計算するのだろうと。だけど、その港はやっぱり必要なので拡張しなきゃいけないというときがあると思う。それから、単純に輸送量がふえているだけの港湾について、その拡張についての妥当性を見るときに、このやり方だとやっぱりまずいのかなと思う部分があり、その点を説明いただきたい。

それから、「残事業」という言葉があるが、どこが残事業かわからないので、説明いただければと思う。

(磯部委員)

1件が再評価だが、鹿島港で木材チップとかスラグとかという扱いをする必要性も出てきた時点で、これを拡張するということが、一部を拡張するときとどんなふうに計算をしたのかというあたりを中心に話をいただきたい。

もう1件は大井のコンテナ埠頭で、事後評価だが、まさにこれから非常に重要なところで、でき上がってどのように有効に活用されているのかというあたりを中心に話をいただきたい。

質疑応答

(西谷委員)

災害時には大井埠頭は使えるのか、使えないのか。

(事務局)

7バース中3バースを耐震強化岸壁として整備した。その3バースについては、地震時にも使うことができるということである。

(西谷委員)

構造的に近接しているところでそういう事故が仮に何か起こって、一部分でもふさぐようなことになると、せっかくあるのが使えないということはないのか。全部やった方がいいような気がするが。

(事務局)

震災が起きているので、通常の物流はある程度シャットダウンされる部分があると思うので、フルで耐震強化岸壁を整備するというのはなかなかできないかなと思っており、必要最小限のバースを耐震強化岸壁として整備しているということである。

震災時に使えるかどうかということでは、大きな変形は出るが、例えば、岸壁が海側に2メートルとか3メートルはらみ出すというような現象が起きるが、隣の岸壁が使えないわけではないので、その点は大丈夫だと思う。

(西谷委員)

もしそうでしたら、災害時によその港から持ってくるという話はなくてもいいわけですね。

(事務局)

耐震強化岸壁を整備しなければよそから持ってこなければならぬので、整備することにより、よそから持ってくる費用が要らなくなるということだ。

(中条委員)

疑問に思っているのは、費用便益の計算をするときに、例えば道路だと、この道路を整備しないと遅れが発生するというので、混雑の時間を計算するわけだが、港の場合は、入れないとほかへ行くんだという前提で、本当にほかへ行くのかなというのは、非常に疑問に思っている。その点で、ちょっとオーバーエスティメイトになりはしないかということが1点と、それから、大型化するという前提だが、例えば、能登空港にA380が入ることになれば、これは計算上は絶対に単位当たりコストは下がるはずだが、多分、1週間に1便しか飛べない話になるので、結局お客さんがいなくなって、それはまずだめでしょうという話になる。だから大型化すると必ずその船がそこを使うという前提があるのだが、それは大丈夫なのか。その辺のところを考えると、ほかのプロジェクトと比べて費用便益を計算するときのやり方というのは整合性がとれていないのか。それから、今のやり方で果たしてどうなのかという点について疑問がある。

(森地委員長)

事後評価の方は実績ですね。

(事務局)

実績です。

(森地委員長)

事前の場合は。

(事務局)

with ケースと without ケースの設定の仕方というのが非常に難しいと思う。いろいろな設定の仕方があり、代替港を設定しているケースもある。大型船ということで代替港ではなく、その港でということだが、without のときはどうなるのかということ想定して、最もありそうな形のものを入れてやるということにしている。それがオーバーエスティメイトになっているかどうかということだが、部分的にはオーバーエスティメイトになっているところが確かにあるかもしれないが、実はもっと過小評価をしているところがある。港湾の場合は産業の立地環境を改善するということがあるので、例えば、鹿島港にその岸壁がなかったら、企業がどうするかという行動を考えると、日本での生産をやめ

て中国で生産するか、あるいは韓国の釜山の工業団地に移すかということが起きる。その問題を産業構造がどう変化するかということを含めて評価をし出すと、大きい評価をしないといけないので、そういう評価をやめて、極めて短期的な企業の行動であるとか、部分的な行動を予想して、それで費用対効果を予測するというやり方をしている。その辺でかなり過小評価になっていると思っている。少し過大評価になっている可能性のあるところはあるかもしれないが、それを相当上回るだけの過小評価が生じていると思っているので、結果的には過小評価になっているのではないかと思っている。コンテナ船の大型化も、例えば、大井の岸壁の水深を深くしないと、小型船で輸送がそのままされるわけではなく、日本の立地環境がだめだということで、東京に大きな船を寄せるのを全くやめて、みんな釜山を使うということになってくるわけで、そういった評価も、実は今回は入れていない。そういう面で、プラス・マイナスのところはあるかもしれないが、おおむね妥当ではないかなと思っている。

(森地委員長)

日本では事業評価から始まって、政策評価が後からついてきた。たまたま外貿コンテナについては政策評価がもう終わっています。したがって、政策評価と事業評価と両方あって、その両輪でやっていますというのが1つ。それから、もう1つは、事後評価をやったときに、1件1件で終わりにしないで、それをためておいて、全体がどうなるのかということにつながって初めて事後評価の意味があるはずで、そういう意味では、事後評価が少したまったら、どうだったのか、あるいは評価の仕方もそうだが、プロジェクト自体がどうだったのかという形で展開してもらうのがいいかなと思う。

(進士委員)

それをぜひ今度聞かせていただきたい。残事業のところがすごく高かった。どんどん厳しいところになると、B/Cは今度落ちていくという話があったが、物によっては逆に高くなってくる。それはおかしい。トータルで見て、その内数でやっていくべきです。B/Cが落ちてきたから途中でやめて、残事業は中止しますというのはナンセンスだと思う。全体でできているシステムだから。

(事務局)

今回の港湾の場合の残事業は、岸壁ができ上がらないと効果が発現しないということがあるので、まだ岸壁の供用に至っていないので、効果部分は後に残されている形になる。先ほどの河川の事業は、整備ごとに効果が発現していくということなので、事業の性格がちょっと違うということで、残事業として評価するというのが適切ではないということかもしれない。

(森地委員長)

それでは、港湾事業について対応方針どおりお認めいただくということによろしいでしょうか。
ありがとうございます。

報告

(進士委員)

植物プランクトンが平成 16 年と 17 年でまた少し出てきているんですね。

(事務局)

はい。

(進士委員)

微生物とか生物というのは、ある条件をつくると、またそれになれて新しいことが起こってきたりする。何か 1 つ問題が起こってそれに対応するのはいいが、対応した後、また何年かたつと全然違う状況が生まれてくるというおそれもあるので、生物を相手にするときは、生物の系統の人たちの意見を少し聞くべきだと思う。

(事務局)

もともとフォルミディウムというのは植物プランクトンの中でも藍藻類という種類のものです。その藍藻類が大きく減っています。ダム貯水池という人工的に水をためたことによってコントロールしたことにより出来た温度の躍層で、どうしても表層に温かい水ができてしまう。その結果として藍藻類が増殖した。

今回は、主に温度をコントロールすることによって、その発生を抑制したということで、河川事業で人工的にやったものに対しては今後も十分に気をつけてまいりたいと思っている。

生物の専門家の方も入っていただいて、検討しているし、また、モニタリングを実施するという事で、その辺は監視しながらやっているの、引き続きどういう状況になるか、5 年ごとにまたフォローアップするので、十分留意してやっていきたいと思う。

その他

本年度の事業評価監視委員会は今回をもって一応終了とする。本日の営繕事業については、次回、再度説明をさせていただく。